

## 新潟市教育実習受入要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新潟市立の学校及び幼稚園(以下「市立学校」という。)における教育実習生(以下「実習生」という。)の教育実習(以下「実習」という。)の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

### (受入れの承認)

第2条 大学又はその他の教育機関(以下「大学等」という。)は、あらかじめ実習を依頼しようとする市立学校の校長又は園長に文書で申請し、受入れについて承認を得なければならない。

2 校長又は園長は、次の各号に規定する事項を大学等と確認のうえ、学校運営に支障のない限り実習の受入れを承認することができる。

(1) 実習の担当指導教官を置いていること。

(2) 実習生の不注意等により発生した事故については、原則として、当該実習生の在籍する大学等がその責任を負うこと。

3 次の事項に該当する者は、その実習を不承認とする。

(1) 心身共に健康であると認められない者

(2) 実習を受け入れる市立学校の正常な教育活動を妨げるおそれのある者

### (承認の届)

第3条 実習を受け入れようとする校長又は園長は、別記様式第1号に前条第1項に規定する文書の写しを添え、実習の開始期日の20日前までに、新潟市教育委員会(以下「委員会」という。)に届けなければならない。

### (承認の取消)

第4条 校長又は園長は、実習期間中、第2条第3項の規定に相当する事実が認められた実習生については、その実習について承認を取り消し、当該実習生の在籍する大学等あてに通知するとともに、その事由について委員会に報告しなければならない。

### (指導)

第5条 校長又は園長は、実習生の指導に当たる担当者を定め、その実習を適正に行うものとする。

### (事故報告)

第6条 実習生による事故が発生した場合、校長又は園長は直ちに委員会に報告しなければならない。

### 附 則

( 施行期日 )

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。